

取組方針の検証・評価一覧

取組方針		主な取組・関連データ	検証・評価
1 発生の抑制	(1) 空家等に関する市民意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・関係13団体と空家等対策の推進に関する連携協定の締結(H28) ・空き家啓発パンフレットの配布(H28~) ・市政さわやかトーク宅配便の実施(H29~ 回数:全46回、参加者:延べ1,284名) ・高齢単身世帯など、将来、空き家となりやすい世帯が増加(国勢調査、H30住宅・土地統計調査) 	B
	(2) 住宅ストックの良質化	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震改修工事等補助制度(H26~H30年度平均 診断補助:205件、改修補助:18件) ・S55年以前建築の木造一戸建て住宅で耐震診断を実施したのが1年あたりの平均で約310戸、このうち、耐震性が確保されていないと診断され、耐震改修工事を実施したのが同約40戸(H30住宅・土地統計調査) ・健幸すまいリフォーム助成事業(H26~H30年度平均 改修補助:1,182件) ・持ち家のリフォーム工事は、台所・浴室等の水回り改修が1年あたりの平均で約6,600戸と最多(H30住宅・土地統計調査) 	A
2 活用の促進	(1) 活用に向けた情報の提供・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家無料相談会の開催(H29~ 回数:5回、相談者数:延べ94組、相談件数:延べ171件) ・「空き家の譲渡所得の3000万円特別控除」の確認書発行手続き対応(H28~ 申請件数:計218件 ※R2.1月末時点) ・H25年からH30年にかけて、一戸建て住宅の空き家のうち「その他の住宅」は増加(住宅・土地統計調査) 	B
	(2) 地域による活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域提案型空き家活用事業(H26~ 空き家活用・跡地活用補助:計6件) ・空き家活用リフォーム推進事業(H26~ 福祉活動活用補助:計11件) 	A
	(3) 流通による活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家活用リフォーム推進事業(H26~ 活用補助:計362件) ・U I J支援にいがたすまいリフォーム推進事業(H28~ 空き家活用補助:計14件) ・「その他の住宅」の、未接道および幅員4m未満の道路の接道が占める割合は全体の4割(H30住宅・土地統計調査) 	B
3 適正管理の促進	(1) 管理者意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家啓発パンフレットの配布(H28~) ・納税通知書(市外在住者宛)への啓発チラシの同封(H30 22,000部) ・地域提案型空き家活用事業(H26~)により、地域による所有者への意識啓発、適切な管理を促す取り組みなどを支援 	A
	(2) 適正管理に向けた情報の提供・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家啓発パンフレットの配布(H28~) ・納税通知書(市外在住者宛)への啓発チラシの同封(H30 22,000部) ・遠方に居住する所有者ほど、管理者が不在の割合が大きくなる傾向(H26空家実態調査) 	B
4 管理不全の解消	(1) 所有者等への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・管理不全な空き家に対する注意喚起・指導により、5割弱が改善または改善見込み(改善率 H28:33%、H29:40%、H30:44%) ・所有者等の中には、相続が複雑なため意思決定が困難、立地条件により売却が困難、修繕・除却費用の負担が困難など、様々な事情で、管理不全状態の改善に向けた行動ができない者がいる 	B
	(2) 特定空家等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者等が確知されている特定空家等10件に対する助言・指導により、8件が改善(改善見込み含む) 	A
	(所有者不存在・不明の空き家への対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者等が存在しない・不明の管理不全な空き家のうち、保安上危険なおそれがあるものは、市条例に基づく応急的危険回避措置(17件)や、財産管理人制度の活用(2件)により対応 ・相続放棄の件数が全国的に増加傾向にあり、今後も高齢化を背景に、相続放棄により所有者等が存在しない・不明の空き家が増加すると見込まれる(司法統計) ・所有者不明な不動産の増加を踏まえ、国においても制度見直しなどの対策が検討されている 	C

≪『検証・評価』の説明≫

A:一定の成果が認められるため、取組方針は変更せず、取組を継続する

B:一定の成果が認められるものの、一部では課題もあることから、取組方針を見直し、取組を強化する

C:新たな課題への対応を図るため、新たな取組方針を追加する